

障害者対策に関する長期計画

昭和57年3月

国際障害者年推進本部

我が国における今後の障害者対策については、中央心身障害者対策協議会からの提言「国内長期行動計画の在り方について」の趣旨を踏まえ、下記の施策について関係行政機関の連携を一層密にし、総合的かつ効果的な推進を図るものとする。

記

1 啓発広報活動

国際障害者年の理念は、障害者の社会への「完全参加と平等」というテーマに端的に表現されているように、この社会から全面的に障害者に対する偏見と差別意識を除去し、障害者が他の一般市民と同様に、社会の一員として種々の分野で活動するとともに、生活を営むことができるようにすることにある。

我が国においても、「日本国憲法」によってこのような理念が明らかにされ、更に「心身障害者対策基本法」においても、すべての障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを明記している。

かかる理念の実現に向けた、戦後30余年にわたる障害者自身及び関係者の努力並びに関係行政機関による各種の施策の積み重ねが、最近の福祉思想の発展とあいまって、社会の障害者観を大きく変化させてきており、基本的には障害者も社会の成員たる一市民であることが認識され、それに伴う諸権利も同等に有することが理解されるようになってきた。

また、障害者自身も一市民として、可能な限り自立を目指し、積極的に社会活動に参加するようになってきている。

「障害」という概念そのものについても、単に障

害者の個人的問題としてとらえるのではなく、個人とその環境との関係において生じている社会全般にかかる基本的問題としてとらえていこうとする傾向が強くなってきている。

このように、大きな変化が見られるようになってきたが、まだまだ障害者に対する認識は、歴史的・伝統的偏見や医学的無知に基づくものが根強く残存しており、その結果として障害者の社会参加を阻み、一般市民が通常受けている諸権利、諸サービスを十分に享受できないという事態も現実に生じている。

国際障害者年においては、このようになお根強く残存している誤った障害者観の是正を目的として、国、地方公共団体、障害者関係諸団体及び報道機関等が力を合わせて、それぞれの立場から啓発広報に努力を集中し、短期間に相当の前進を見た。しかし一般に差別問題は、その社会の歴史、思想、習慣等と深いかわりをもっており、一朝一夕に根本的に変革することは困難であって、今後においても長期にわたりたゆみない努力が必要である。

そのためには、国、地方公共団体、障害者関係諸団体及び報道機関等関係者が長期的視野の下に今後の啓発広報活動の方策を検討することが必要であり、さし当たり、次の諸点に留意する。

(1) 障害者の日

国民の障害者問題についての理解と認識を深め、障害者対策の推進を図るためにも啓発広報活動の一環として「障害者の日」を真に有意義なものとする。

(2) 障害者に対する広報手段

障害者が社会の成員として積極的に社会活動に参加するため、障害者の現実的ニーズに応ずる広報手段について配慮する。

(3) 各行政機関等における啓発広報活動

各行政機関等において、それぞれ所管する障害者対策に対応する啓発広報が実施されているところであるが、今後とも啓発広報の充実に配慮する。特に、幼少期から障害者に対する理解と認識を深めさせるような啓発活動に対しても配慮する。

2 保健医療

(1) 心身障害の発生予防

(中略)

先天異常の発生予防

遺伝的要因によるものを予防するため、遺伝学の進歩に即応する相談事業等をより一層強化し、遺伝に関する正しい知識の啓蒙・普及を図る。放射線、ある種の薬剤、各種感染症、ある種の公害等環境的要因によるものを予防するため、妊娠の可能性のある女性、妊婦等が放射線の被曝や薬剤の服用をできるだけ避けるように十分指導されるよう配慮するとともに、薬剤の安全確保の見地から医薬品の製造、販売、使用に関して今後とも医学、薬学等学問の進歩に即した適切な対応を図り、妊婦の感染症対策や公害対策についても、今後より一層の充実に努める。

妊娠中毒症、糖尿病、高年齢出産等の母体条件は、胎児に重大な影響を及ぼすとされており、妊婦の飲酒・喫煙も胎児に影響を及ぼす恐れがあるといわれているので、妊婦の健康管理対策をより一層強化するとともに、先天異常モニタリングシステムについて検討していく。

周産期における障害の発生予防

心身障害の発生原因とされている異常分娩、低酸素症、未熟児等の周産期における諸問題に対処するため、周産期医療体制の整備に努める。

後天的障害の発生予防

人口の老齢化に伴って、脳血管障害等による麻痺障害の増加は必然的であるので、その予防、治療及びリハビリテーションの充実強化に努め

る。社会環境の対策として公害等の一般的規制を一層厳密にするほか、労働災害、交通事故等、防止可能な部門の安全対策を更に強化する。

情緒障害、行動異常等の原因疾患の防止並びに老人性痴呆等脳器質性精神障害の予防対策にも今後一層配慮する。

(2) 早期発見・早期療育

(中略)

早期発見

早期発見対策として母子保健対策を引き続き充実強化していく上で次の点に留意する。

ア 出生直後に行われている先天性代謝異常等の早期検査については、今後、診断法、治療法等の確立される疾患が増加していく機運にあるので、医学の進歩に即した迅速な対応に配慮する。

イ 乳幼児期の健康診査は各種障害の早期発見についてさらに強化し、関係諸機関との有機的連携を図り、継続的管理・指導体制を整備し、早期治療・早期療育へと連携していける方策を推進する。

早期療育

ア 専門技術者の養成確保・資質向上に努める等、各種障害に対する早期療育の開発普及を一層推進していく。

イ 早期療育を効果的に実施するために、関係施設の地域の実情に即した整備とこれら施設間の有機的連携を図っていく。

ウ 入所児・通所児の低年齢化に対応した施設機能の充実を図るとともに、施設における療育と学校教育との連携・協力関係を更に推進する。

エ 心身障害児の療育において両親の果たす役割が大きいことにかんがみ、障害児及び養育者に対する助言・指導を行う組織の充実に努める。

(3) 医療及び研究

(中略)

医療

心身障害児・者に対する医療の中核をなすリハビリテーションが単に運動機能の回復訓練を指すものではなく、障害者の自立自助を援助し、全人的復権を目指す医学的、心理的及び社会的な総合的対応として、全ライフ・サイクルにおいてそれぞれの時期における異なるニーズに対応するよう努める。

心身障害児・者の医療において、内科的・外科的治療に引き続き、リハビリテーション医療を必要とするものが多いので、リハビリテーション関係専門技術者のより一層の養成を図るとともに、リハビリテーション機能を有する医療機関の整備を図る。

また、今後の高齢化社会に向けて、すべての障害者の福祉の向上を図る上においても、リハビリテーションは医療機関だけでなく、各種の社会福祉施設においても在宅患者・障害者に対しても提供されるよう配慮する。

更に、重症心身障害児や進行性筋ジストロフィー等の重症・重度障害児（者）に対する医療・リハビリテーションについても一層の質的向上を図るとともに、たゆまぬ研究を推進する。

精神障害者の医療及び保護が精神衛生法の規定により実施され、精神病床の整備が進展し、量的には一応の水準に達したことにかんがみ、精神障害者については医療の質的向上、社会復帰あるいは社会生活適応指導の推進に努める。

育成医療、更生医療等については疾病構造の急激な変化に即した対応を図る。

その他、重度障害者の歯科診療等にみられるような受診の困難性にかんがみ、心身障害児・者の医療機関への受診体制についても、今後適切な対応を図っていくものとする。

研究

国が従来から実施している心身障害の発生予防、早期発見、早期療育に関する研究、筋ジストロフィーを中心とする神経・筋疾患、発達障害及び精神障害の研究について、今後ともこれら研究活動の一層の推進を図るものとする。

国立の各種の研究機関における研究についても上記研究との相互の情報交換等について、緊密な連携を図りつつ、その充実に努める。

また、将来後遺症を残すおそれが少なくない

特定疾患等の疾病原因や治療法に関する研究についても積極的な推進を図る。

(4) 専門従事者の養成確保

(中略)

障害者のリハビリテーション医療の中核であり、かつ、推進力となる医師に対してリハビリテーションに関する卒前・卒後教育は必ずしも十分ではないので、大学におけるリハビリテーション医学講座等の設置を推進するなど、リハビリテーションに関する卒前・卒後教育の強化を図るものとする。

理学療法士、作業療法士については人口の高齢化に伴い、医療機関以外の老人福祉施設、その他の社会福祉施設さらには在宅障害者に対するリハビリテーション指導等の需要の増加が予測されるので、これらの需要に対しても配慮しつつ、その養成・確保に努める。

聴覚言語障害児・者の言語能力の回復に当たる職種である聴能・言語療法士（仮称）は、医療機関、児童福祉施設等において多数が業務に従事しているにもかかわらず、公的資格制度が未確立であるので、パラメディカル職種として、聴能・言語療法士の資格の制度化を検討する。

医療関係パラメディカルと称される職種の教育養成課程については、幾つかの職種が現在なお不足していること等の現実をふまえて、一般的な社会の高学歴化の傾向や業務内容の複雑化等を配慮して長期的視野に立った整合性のある対応を図る。

医師の処方により義肢装具を製作装用する場合、材料、製法及び適合技術に高度な知識技能が求められているので、高度の教育訓練を基盤とする専門技術者である義肢装具適合士（仮称）の養成に努めるとともに、資格の制度化についても検討する。

医療社会事業従事者は、医療と福祉の連帯の立場に立つものであり、その業務内容は保健婦の業務との区別、福祉関係のソーシャルワーカーとの区分などの問題があるので今後とも資格制度について検討していく。

心理関係の専門職員についても、その業務内

容は医療に限らず広汎な領域にわたるものと考えられるので、業務内容の範囲、資格制度等について将来検討していく。

(5) 補装具・福祉機器の開発等

補装具の支給に関しては、障害者の立場に立った整合性のある支給システムや適合判定業務の確立を図り、義肢装具の製作や装着に当たっては、医学的知識と共に高度なりハビリテーション工学の知識が必要であるので、医師に対して義肢装具に関する卒前・卒後教育を充実強化するとともに、専門技術者としての義肢装具適合士（仮称）の養成確保対策の推進に努める。

補装具・福祉機器の研究開発に当たっては、工学と医学の学際的協力が不可欠であり、この両面協力の下に国内及び国外との情報の交換、研究者の交流を図り、障害者のニーズに即応した研究開発を今後一層推進していく。

補装具・福祉機器の品質管理のために、その材質・製品・試験方法の規格化・標準化は重要な問題であるので、今後一層その推進に努める。

更に、これらの補装具・福祉機器に関する利用者への十分な情報の提供を図るものとする。

(6) 国際医療協力

開発途上国に障害者が多い理由として、貧困による栄養失調、衛生環境が劣悪であり、先進諸国に比べ各種の感染症（マラリア等の寄生虫、結核等）が多いことなどがあげられている。

また、人口爆発と呼ばれる人口の急増と都市への急激な人口流入があり、これが都市のスラム化に拍車をかけ、衛生環境を更に悪化させているとの指摘もある。

このように開発途上国における障害の問題は、その国の社会経済状態に根ざした各種要因が複雑に絡み合っている。

医療協力は、その特色として「開発途上国の人々の基本的要請」（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を満たすものとして近年特にそのウエイトが高まってきているので、このような基本的な問題を踏えて医療マンパワーの養成、疾病予防、風土病の研究等、相手国の実情に応じた協力の一層の推進に努めるものとする。

なお、今後の国際協力においては、国内関係機関の協力体制の強化を図りつつ、相手国政府の要請に応じた二国間協力のより一層の推進に努めるとともに、国連専門機関を介しての協力についても、その推進に努める。

3 教育・育成

(1) 心身障害児に係る教育施策の充実

(中略)

特殊教育振興のための諸施策

ア 特殊教育の質的充実

昭和54年度から養護学校教育の義務制が実施され、我が国の心身障害児に対する教育は制度的な整備が行われるとともに、その諸条件の整備が行われた。

しかし、子供の障害の実態は複雑多岐にわたっており、これに対応してよりきめ細かい施策を講じることが要請されている。

そこで今後、特殊教育諸学校、特殊学級については、子供の実態に即した教育を行うため、その質的充実に重点を置いて以下のような施策を推進する。

(ア) 教育内容・方法の改善

先般、特殊教育諸学校の教育課程の基準が改訂され、子供の心身の障害の状態、能力、適性等に応じてより効果的な教育を行うことができるよう配慮されたところであるが、今後とも教育内容・方法の一層の改善に努める。

(イ) 教職員の資質の向上

特殊教育においては、教員の資質、能力が極めて大きな影響を及ぼすことにかんがみ、人格と専門的知識・技能を十分養うことができるよう、教員養成と現職研修を充実する。また、その他の職員の資質の向上についても配慮する。

(ウ) 教職員定数及び学級編制の改善等

心身障害児は、その障害の状態、能力、適性等が極めて多様であり、一人一人に応じた指導や配慮が必要であるので、これに相応した学級編制基準及び教職員定数の改定を改善計画に従って実施する。また、養

護学校教育義務制実施に伴い多数の重度、重複障害児が養護学校等に就学してきたことにかんがみ、特殊教育諸学校における介助職員にかかる体制の整備に努める。

(エ) 施設の整備

養護学校の適正な配置を確保する等の観点に立って特殊教育諸学校の施設の整備に努める。

(オ) 設備の整備

心身の障害の種類・程度等に応じて適切な教育を実施するために、障害を補うためのより適切な設備を導入するなど諸設備の整備に努める。

(カ) 就学奨励費の充実

特殊教育諸学校及び特殊学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、これらの学校等への就学を容易にするため、特殊教育就学奨励費の充実に努める。

(キ) 小・中学校における施設設備面の配慮

小・中学校等においても、軽い障害の子供のために、施設設備面において今後とも配慮を行っていく。特に、校舎等の新增築に当たっては、これらの子供のために施設面の配慮を行う。

(ク) 研究・研修体制の整備

心身障害児及びその教育については、なお十分研究すべき分野が多く残されているが、教育内容・方法の改善を図るためにはこの分野の研究を促進することが不可欠であるとともに、特殊教育関係職員の資質の向上を図るため、教職員に対する研修体制の整備充実に努める必要がある。国立特殊教育総合研究所の充実ははじめとする研究体制の整備を図るほか、都道府県特殊教育センターの整備に努める。なお、特殊教育センターの機能をより効果的に発揮するため、センターと学校、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携を強化する。

イ 重度・重複障害児の教育の充実

養護学校教育義務制の実施に伴い、従来学校教育の機会を与えられていなかった多くの重度・重複障害児が養護学校に就学することとなった。今後、重度・重複障害児及びその

教育に関する研究の充実、その成果に基づく教育内容・方法の改善、教育学、心理学、医学等にわたる総合的な知識・技能を付する専門教員の養成及び研修の充実、児童福祉施設・医療機関等との連携の強化、重い障害のため通学等が困難な子供についても可能な限り義務教育の機会を提供するための訪問教育への配慮などこれらの子供に対する教育の充実に努める。

ウ 心身障害児に係る職業教育の充実

可能な限り、心身障害児の社会自立の達成を図ることは特殊教育の重要な目標であるが、これには特殊教育諸学校の高等部を中心とした職業教育が重要な役割を果たしている。

昭和51年の身体障害者雇用促進法の改正により、事業主の身体障害者雇用義務が従来の努力義務から法的義務に強化されるとともに、身体障害者雇用納付金制度が創設された。この結果、障害者の雇用は大きく前進した。しかし高等部の職業教育は、学校の種類や地域によって差異はあるものの、学科の構成等においてこのような雇用環境の変化や時代の要請に即応しているとはいえない面もあるので、以下のようにその在り方についての見直しを図るとともに、一層の充実にめざすものとする。

(ア) 職業教育の形態については、社会の状況や生徒が進む職場の条件等に即応したものとし、積極的に学科の転換等を図るとともに、生徒の能力、適性、障害の状態等が極めて多様であることにかんがみ、可能な限り多様性をもたせる。

(イ) 養護学校の職業教育は、盲・聾学校の職業教育に比べて、その歴史が浅く、未だ不十分な点が少なくないので、特にその充実に努める。

(ウ) 公共職業安定所等の関係機関と密接な連携を保ちつつ心身障害児の進路の拡大及び進路指導の充実に努める。

エ 心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の充実

心身障害児について、障害を早期に発見し、

早期に治療・訓練するとともに、早期から教育を行うことは、障害を改善し望ましい発達を図る上で大きな効果がある。このため、医療、福祉、教育の各分野を通じて、医療機関、保健所、児童相談所、心身障害児総合通園センター、児童福祉施設、特殊教育センター、特殊教育諸学校幼稚部等の関係機関を、それぞれの役割に応じて、地域の実態を考慮しつつ、整備充実する。また、軽い障害の子供を中心として心身障害児の幼稚園への受入れのための条件整備に努める。

心身障害児に係る後期中等教育は、それに至る教育の成果を更に発展拡充させ、その社会的適応力を高め、社会自立を計る上で極めて重要なものである。このため、特殊教育諸学校の高等部の充実を図るとともに、高等学校等において教育することが適切な者については、その受入れのための条件整備に努める。

オ 心身障害児適正就学指導の充実

心身障害児に係る就学指導は、その障害の種類・程度、能力、適性等についての専門的な検討結果を基礎として、その子供の可能性を最大限に伸ばすためにはいかなる教育措置を講じることが最も適切かという観点に立って行うものとする。適正な就学指導は適切な教育の基礎となるものであるため、今後以下のようにその充実を図る。

- (ア) 適正な就学指導のためには、就学指導に関する委員会の果たす役割が極めて重要であることにかんがみ、その構成と運営をより適切にするよう努める。
- (イ) 各教育委員会においては、就学前の早い段階から就学相談事業や就学啓発事業等を行い保護者との接触の機会を増やし、保護者から子供の心身の状況などを聞いて、保護者の十分な理解と協力のもとに適正な就学指導を行うよう努める。また、子供が就学した後においても、その子供の状況に応じて、最も適切な教育措置が講じられるよう配慮する。

カ 交流機会の拡大

特殊教育諸学校の子供が、学校の教育活動を通じて、小・中学校の子供等と交流するこ

とは、心身障害児にとっても、障害のない子供等にとっても極めて有意義であるため、今後以下の点に配慮して交流の機会を一層拡大する。

- (ア) 交流の機会を積極的に設定するとともに、継続的なものとするよう努める。なお、交流に当たっては、子供の障害の状態等を十分考慮し適切な内容とするよう努める。
- (イ) 心身障害児理解推進校の指定、指導資料の作成配布等による心身障害児理解認識推進事業の充実に努める。
- (ウ) 小・中学校等においては、学校の教育活動全体を通じて、心身障害児に対する理解認識を促進するための指導を行うように努める。

高等教育等の分野における障害者への配慮の強化（略）

(2) 心身障害児に係る育成施策の充実

心身障害児の育成の基本的方向

心身障害児の育成の在り方としては、児童のもつ心身障害をその可塑性の高い乳幼児期に早期に発見し、必要な治療や指導・訓練をもつて早期に療育することをまず第一義とし、学齢期にあっても学校教育とともに、福祉施設等における治療と指導・訓練を重視し、これらを一層強化して、将来その障害を克服して社会生活に参加できるようにするという基本的な考え方のもとに、教育に係る諸施策の充実とともに福祉施策についても一層の拡充を図り、心身障害児及びその家庭のもつニーズに的確に対応するとともに、福祉に対する社会的期待にこたえ、その特有の役割を果たすように努める。

福祉施設における療育機能の強化

心身障害児のための児童福祉施設は、既に量的な整備については一部の地域を除き、ほぼ需要に応じられる状態になってきており、今後は、次のようにそれぞれの施設における児童の障害とその能力に応じた適切でより効果的な療育が行える質的な諸条件の整備が図られるよう努める。

ア 心身障害児の療育方法に関する国の心身障害研究をはじめ各般の研究を一層推進させ

る。

イ 早期に発見された心身障害児に対する障害の特性に応じ早期療育を行う通園施設等の質的な充実を図る。

ウ 施設において十分に療育が行われるよう必要な施設設備、職員の配慮等にむいて改善充実を図る。

エ 関係職員の養成・研修の場を拡大し研修内容、方法を強化するとともに、その研修意欲を高め研修を受けやすくするための条件作りに配慮する。

在宅対策と施設対策の統合化

在宅対策、施設対策はそれぞれ別個にはではなく、両々相俟って有機的関連のもとに行われるものであるため、次に挙げることからについて積極的な施策の推進を図るものとする。

ア 施設が入所児のためだけのものではなく施設のもつ機能を広く地域社会の心身障害児が利用できるようにするため、緊急保護事業を含む心身障害児施設地域療育事業の拡充とその利用についての啓発活動等を強化する。

イ 児童福祉施設を地域社会に開かれたものとするとともに、ボランティア、公共施設等の活用を図れるようにする。

(3) 心身障害児に係る教育・育成施策の連携（略）

4 雇用・就業

(1) 雇用・就業対策の基本方針（略）

(2) 障害種類別対策

身体障害者雇用促進法の改正以来、障害者の雇用状況は全般的には相当に進んできているものの、なお、両上肢障害者、視覚障害者、脳性マヒ者等については、その雇用は必ずしも十分改善されていない状況であり、障害種類別のアンバランスがみられるので、それぞれの障害種類の特性を考慮しながら、それに適切に対応し得るきめ細かな対策を推進するものとする。

このため、雇用を困難にしている障害に対応した職域開発を重点的に推進する。この場合、頭脳労働分野の職域開発にも配慮する。

また、障害を補完する自助具や作業補助具等の

開発を積極的に推進するとともに、開発された補助具等の利用促進に努める。

更に、障害の特性に対応した訓練技法の開発等職業訓練の推進についても障害別の配慮をすることとする。

両上肢障害者、視覚障害者、脳性マヒ者等については、現状では特に就職が困難であり、適職の開発についても非常に困難な面があるので、関係機関の協力により早い時期から職業的自立のための準備を計画的に実施する措置等を講ずるものとする。

(3) 精神薄弱者等の対策

精神薄弱者については、社会生活指導の面で特別の配慮を必要とする者が多いこと、職業適応、職業訓練に多くの時間が必要となること、一般に就労している精神薄弱者についてはプライバシーに関する問題が生ずるおそれがあること、等の諸問題があるので、精神薄弱者の対策としては、これらの問題点を解消するための具体的措置を積極的に推進するものとする。

このため、職域開発の推進、雇用の場における精神薄弱者の社会生活指導面に対する援護措置の拡充、職業訓練体制の整備・充実、職場定着指導の強化、精神薄弱者の雇用を支える地域体制の整備、社会啓発活動の強化等を図る。

このような、条件整備のための諸対策の進展に対応して、将来精神薄弱者に対しても雇用率制度を適用することを検討するものとする。

また、精神薄弱者については、その実態や問題点を踏まえつつ、適切な就業対策を検討するものとする。

(4) 現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対する対策

障害の重度化に伴い、現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な重度障害者等が増大してきており、これらの者について適切な雇用対策や自営業、内職、授産施設等における就労等における就労等の諸対策を確立することが重要な課題となっているが、基本的には、これら重度の障害者に対してもできる限り一般雇用の場を確保するよう最大限の努力をなすものとし、現状において一般雇

用への道を困難にしている諸条件を取り除く対策を講ずることとする。

このため、現代のテクノロジーを最大限に活用し、障害を補完するための自助具や作業用機械器具の開発・改善・普及、職業リハビリテーション技術の改善、適切な移動・交通手段の整備等、社会環境の整備・充実等を図るとともに、事業主や社会一般の障害者に対する認識の改善を進めることとする。

このような対策をいかに進めようと、一般雇用の場に就くことが困難な障害者が残されることも歪定しえないので、このような障害者に対しては最近、諸外国において障害者を特定の地域や特定の施設等の保護下に置くより通常地域社会に統合することを重視するべきとする、いわゆる「ノーマライゼーション」の理念が広まってきており、この理念に基づく新しい雇用体系が模索されていることなどを勘案し、既存の我が国の施設の問題点等も十分踏まえ、更に、第三セクター方式による心身障害者多数雇用事業所の設立の動きなどを参考にしつつ、我が国の雇用実態に即応する対応策を検討することとする。

更に、現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対する対策については、雇用対策、福祉対策の双方に係わる問題であるので、関係機関の密接な連携の下に福祉対策の対象となっている者であっても、一般雇用に就くことが可能な者については、できる限り一般雇用への就職を促進する対策を工夫する等、両対策の橋渡しを考慮するものとする。

(5) 職業リハビリテーションの推進

今後、障害の重度化、多様化の進展に対応し、職業リハビリテーション体制を充実・強化するものとする。

職業リハビリテーションを効果的に推進するためには、障害者の適性と能力についての的確な評価とこれに続く職業訓練の弾力的実施が必要であるとの基本的立場に立って、比較的軽度の障害者については、既設の一般訓練校の施設・設備の計画的改善を図りつつ、その入校促進を強力に進めるとともに、身体障害者職業訓練校においては、重度障害者に重点を置いた訓練の推進を図るため

障害の重度化に対応した訓練科目の転換や訓練体制の強化を進める。

障害者なかつく重度の障害者に対し、効果的な職業訓練を実施するためには、一人一人の障害者の特性に応じて訓練を行うことが必要であるため、現行の訓練内容、訓練期間等を見直し、弾力的な訓練が実施できるよう配慮するものとする。

医療から社会復帰に至る総合的なリハビリテーションサービスを提供する施設については、更に地域と密着したきめ細かなサービスが提供できるよう配慮するものとする。

(6) 専門職員等の養成

我が国の職業リハビリテーションの分野をみると、人材養成の機能が整備されておらず、更に職業リハビリテーション技術は急速に進展しているにもかかわらず、これらの分野に就業している者が最新の技術を吸収できる体制が取られていない等の問題があるので、公共職業安定所の職員、心身障害者職業センターのカウンセラーをはじめとする職業リハビリテーションに従事する専門職員の養成・研修機能の整備を早急に図ることとする。

また、障害者の雇用の促進と安定を図るためには、障害者が実際に働くこととなる企業における受入れや職場適応の促進を図ることも重要であるが、企業内でこれらの業務を推進する立場にある担当者も障害者の諸問題等に関し十分な専門的知識を有しているとは言えない現状にあるとみられるので、これらの企業内担当者等の人材養成や研修を行い得る体制の整備に努めるものとする。

5 福祉・生活環境について

(1) 福祉サービス

(中略)

生活安定のための施策

安定した生活のためには、一般に、一定の所得を稼得する必要があるため、そのためにも、社会復帰のためのリハビリテーション及び就労対策が第一義的に重要であるが、リハビリテーションを行った後においても労働能力に限界のある重度障害者については、生活基盤としての所得

保障が必要である。

しかし、現在の障害者に対する所得保障をみると、必ずしも体系的に整備されていない面もあり当面は現行の年金、手当等の諸施策の充実に努めるとともに、現在の所得保障施策の仕組み、位置付け、諸条件等を再検討し、長期的には、障害者の自立生活の基盤を確保できるような総合的、体系的な所得保障の確立を図るものとする。

今後、生活の安定のための施策については、次の事項を考慮して進めるものとする。

- ア 障害者の自立生活の基盤を確保できる所得保障を確立するよう努める。
- イ 当面は、障害者のニーズの実情に即した所得保障が行われるよう、年金、手当等の制度の中で可能な改善を図る。
- ウ 障害にとともなう固有のニーズを考慮して支給される手当等の充実に努める。
- エ 障害者に配慮した税制上の措置にさらに努める。

在宅サービス等

障害者の在宅志向、自立意識の高揚とともに、社会参加促進事業、重度障害者の介護サービス等を中心に在宅サービスに対する需要が質量とも高まっているが、在宅サービスを進めるにあたっては長期的視点に立った総合的体系を確立し、障害者が社会生活を営むうえに必要なサービスを一般市民と同等に、十分に受けられるような体制を計画的に整備していくものとする。

今後、在宅サービス等については、次の事項を考慮して進めるものとする。

共通事項

ア 在宅サービスは、障害別ニーズ及び地域の特性に応じて行う必要があるため、障害者の実態及びニーズを量的、質的に的確に把握できる体制を確立すること。

その際、その前提となる等級評価、障害種別等必要な諸条件の整備を図る。

- イ 重度の在宅障害者にとって、介護、移動サービスは日常生活上不可欠の要素であるため、その充実に努める。
- ウ 就労、社会活動可能な障害者については、社会参加を積極的に進めるための在宅サービ

スを体系的に整備する。

エ 障害者の保健等に対する在宅サービスの充実に努める。

オ 家庭訪問サービス及びデイ・ケア・サービスを整備する。

カ 障害者の日常生活に必要な用具、社会参加促進のための福祉機器等の研究開発及び供給体制を整備する。

キ ボランティア活動の育成、組織化等在宅サービスを推進するための環境整備に努める。

ク 在宅サービスは、障害別ニーズと地域の特性に応じた対応が求められるため、地域の自主性を尊重し、効率的運用が可能な助成方式の確立に努める。

障害別事項

ア 点訳、朗読、手話、歩行訓練等身体障害者関連奉仕員等に関する施策の充実に努める。

イ 手話通訳、盲人歩行訓練士等関係職種の制度化を進める。

ウ 精神障害者（精神薄弱者を含む。以下同じ。）のリハビリテーションについては、各種の方法を開発して積極的に進める。

エ 精神障害者に対し、精神衛生相談員等による訪問指導の強化等の在宅サービスを充実する。

オ 精神障害者についても、就労の機会の確保に努める。

施設利用サービス

障害の重度化、重複化等に伴い、重度障害者のための生活施設の重要性が強まる一方、リハビリテーション、訓練、作業等の場としての施設に対する需要も増加しているが、それは、通所型を重点に、障害者の利用しやすい配置を考慮する必要がある。

施設利用サービスについては、障害者がライフ・サイクルの各段階でそれぞれのニーズに応じた施設利用サービスを容易に選択、利用できるような各施設の整備及び処遇内答の改善、適正配置及び有機的連携、更には、在宅サービスとの関連にも配慮した総合的施設体系の確立を図るものとする。

今後、施設利用サービスについては、次の事

障害者対策に関する長期計画

項を考慮して進めるものとする。

共通事項

- ア 医療から職業まで一貫した総合的リハビリテーションを実現するためのセンター施設を広域的に整備するとともに、通所施設、生活施設等は、障害者の身近に小規模のものを分散的に整備する。
- イ 地域の実情に応じて各施設が有機的、効率的に機能するようセンター施設を中心とする施設利用サービスのネット・ワークを整備する。
- ウ 現在の多種にわたる施設を統合整理して、障害者のニーズに即した施設体系を確立する。
- エ 障害者施設には、リハビリテーション機能を併せもつよう整備する。
- オ 当面は、在宅障害者のための通所施設、重度障害者のための生活施設等を重点的に整備する。
- カ センター施設等には、専門従事者の養成施設の併設を考慮する。
- キ 障害者が施設サービスを容易に利用できるように、施設配置、通所手段等にも十分配慮する。

障害別事項

- ア 心身障害の早期発見、早期療育に資するため、総合的療育センターの整備を進める。
- イ 精神薄弱者関係施設の機能を、重度化、高齢化に十分対応できるよう再検討する。
- ウ 精神障害者のための公的病院、精神衛生センター、回復者社会復帰施設等の整備の促進を図る。

(2) 生活環境改善

(中略)

住宅、公共建築物等の施策

(中略)

今後、住宅、公共建築物等の施策については、次の事項を考慮して進めるものとする。

- ア 障害者向の公的住宅の整備を促進する。
- イ 障害者向住宅の整備に当たっては、地域社

会との融合に配慮した方式を取る。

- ウ 既存住宅の障害者向改造を促進する。
- エ 障害者の利用を配慮した公共建築物の整備改善を促進する。
- オ 公共的性格の強い民間の建築物についても、障害者の利用を配慮した設計標準を確立する。

移動、交通対策

障害者の社会参加による行動範囲の拡大に伴い、移動、交通手段の確保が必要となるため、公共交通機関の改善、整備を進めるとともに、公共交通機関と住民との間、又は、市町村の区域内の移動、交通等については、リフト付バス、改造自動車等の特別手段、ガイドヘルパーの派遣等のサービスを考慮し、また、道路、交通信号等についても障害者の安全な歩行や通行が行われるよう必要な整備、改善を行うものとする。

また、障害者の移動、交通手段に係る経済的負担については、一般利用者との均衡等も考慮した所要の軽減措置について検討を行うものとする。

今後、移動、交通対策については、次の事項を考慮して進めるものとする。

- ア 駅舎、車輛等の整備に当たっては、障害者の利用に配慮するとともに、介護体制等の充実を図る。
- イ 道路構造、交通信号、駐車規制等を、障害者の利用の便を考慮して改善する。
- ウ リフト付バス、改造自動車、ガイドヘルパーの派遣等近距離用の移動、交通手段サービスの普及、充実を図る。
- エ 移動、交通に係る経費負担については、一般利用者との均衡等を配慮しつつ、必要な軽減措置に努める。

情報、文化関係施策

(中略)

今後の情報、文化関係施策については、次の事項を考慮して進めるものとする。

- ア 電話等通信手段を障害者の利用を配慮して整備する。
- イ テレビジョン放送等を障害者も利用できるよう改善に努める。

ウ 点字，手話用語の標準化及び点訳・朗読者，手話通訳者等専門従事者の養成確保に努める。

エ 主要な法令，行政上の情報，広報を点字，録音等によって障害者にも供する措置に努める。

オ 障害者のスポーツ，レクリエーション等の諸活動への参加のための諸条件を整備する。

カ 情報，文化に係る経費負担については，一般利用者との均衡等を考慮しつつ，必要な軽減措置に努める。